

# ○上越教育大学学校教育学部クラス制度及び学生組織要項

(平成16年4月1日学長裁定)

最終改正 令和5年2月24日

## 第1 クラス制度

(目的)

- 1 上越教育大学(以下「本学」という。)における教員と学生(大学院の学生を除く。以下同じ。)及び学生間の交流をとおして、学生個々の修学、就職その他学生生活全般にわたる問題を解決することを目的として、学校教育学部クラス制度を設ける。

(クラス編成)

- 2 クラスは、次の各号により編成するものとする。

(1) 1年次においては、学籍番号により振り分けた16クラス

(2) 2年次以降においては、学年別、コース等別

(クラス担当教員)

- 3 クラスにクラス担当教員1人を置く。

- 4 クラス担当教員は、学長が各コース等に対応するコース会議の意見を聞いて指名する。ただし、1年次のクラス担当教員は、「人間教育学セミナー(教職の意義)」の授業を担当する教員のうちから学長が指名する。

- 5 クラス担当教員は、本学の教育方針及び第1項に規定するクラス制度設置の目的に従い、クラス所属学生の意向の把握に努めるとともに、授業担当教員等との連携のもとに、学生の修学、就職その他学生生活に関する事柄について、適切な指導助言を行うことを任務とする。

(クラスミーティング)

- 6 クラス担当教員は、年間を通じて、クラスミーティング等を行うことにより、クラスの全学生が集まる機会をなるべく多く持つように配慮するものとする。

(クラス代表等)

- 7 クラスに、クラス代表及びクラス副代表各1人を置く。

- 8 クラス代表及びクラス副代表の選出は、各クラスにおいて選挙等により行うものとする。

- 9 クラス代表は、クラス担当教員と連絡をとり、本学における学生の修学その他学生生活に関する事項についてクラスに伝達し、及び周知させるとともに、クラス内の意向をとりまとめ、クラス担当教員に連絡し、及び必要に応じ指導助言を受けるものとする。

- 10 クラス副代表は、クラス代表を補佐し、クラス代表が不在のときは、クラス代表の役割を代行する。

- 11 クラス代表及びクラス副代表の任期は、1年とする。

## 第2 クラス会議、クラス代表者会議及び学生代表者会議

(設置)

- 12 本学に、クラス会議、クラス代表者会議及び学生代表者会議を置く。

(目的等)

13 クラス会議，クラス代表者会議及び学生代表者会議は，本学における学生の生活の向上と自主的精神の涵養を図ることを目的とする。

14 クラス会議，クラス代表者会議及び学生代表者会議は，本学の学則その他の学内規則等に従って活動を行わなければならない。

(クラス会議)

15 クラス会議は，当該クラスの学生をもって組織する。

(クラス会議の招集等)

16 クラス会議は，クラス代表が，必要に応じ招集し，その議長となる。

(クラス会議の届出)

17 クラス会議を開催しようとするときは，クラス担当教員に届け出なければならない。

(議事の決定)

18 クラス会議で議事を決定しようとするときは，構成員の3分の2以上が出席し，過半数の賛成がなければならない。

(クラス代表者会議)

19 クラス代表者会議は，各クラス代表をもって組織する。

(クラス代表者会議の招集等)

20 クラス代表者会議は，議長1人，副議長1人を選出する。

21 クラス代表者会議は，議長が必要に応じ招集する。

(クラス代表者会議の届出)

22 クラス代表者会議を開催しようとするときは，学生委員会の委員長に届け出なければならない。

(議事の決定)

23 クラス代表者会議で議事を決定しようとするときは，構成員の3分の2以上が出席し，その過半数の賛成がなければならない。

(学生代表者会議)

24 学生代表者会議(以下「会議」という。)は，次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 各学年から選出されたクラス代表各4人

(2) 課外活動団体で，次のアからウまでの区分により選出された代表

ア 文化系4人

イ 芸術系4人

ウ 体育系4人

(協議事項)

25 会議は，次の各号に掲げる事項について協議する。

(1) 会議の運営に関すること。

(2) 課外活動に関すること。

(3) 行事に関すること。

(4) その他学生生活に関すること。

26 会議は，学生委員会の承認を経て，その運営に関する必要な細目について定めることができる。

(学生代表者会議の招集等)

- 27 会議は、第29項に規定する委員長が必要に応じ招集する。ただし、委員長が欠けたとき、又は事故があったときは、委員長が指名する副委員長が招集する。

(議事手続)

- 28 会議を開催しようとするときは、構成員の3分の2以上が出席し、議事を決定しようとするときは、出席者の過半数の賛成がなければならない。

(委員長等)

- 29 会議に、委員長1人及び副委員長2人を置く。

(委員長等の選出)

- 30 委員長及び副委員長は、その年度における最初の会議において選出する。

- 31 委員長及び副委員長の選出は、選挙によるものとし、次の各号の定めるところによる。

(1) 構成員の3分の2以上の投票によること。

(2) 不在投票及び代理投票は認められないこと。

(3) 構成員の過半数の票を得たものを当選者とする。ただし、過半数の票を得たものがないときは、決選投票によること。

(任期)

- 32 委員長及び副委員長の任期は1年とする。

(報告)

- 33 委員長及び副委員長が選出されたときは、委員長(委員長が欠けたとき、又は事故のあったときは、副委員長)は、直ちに委員長及び副委員長の氏名を学生委員会の委員長に報告しなければならない。

(会議の届出)

- 34 委員長は、会議を開催しようとするときは、学生委員会の委員長に届け出なければならない。

(事務の処理)

- 35 クラス制度及び学生組織に関する事務は、教育支援課及び学生支援課において処理する。

(その他)

- 36 この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成20年2月20日)

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成25年3月22日)

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附 則 (令和5年2月24日)

この要項は、令和5年4月1日から施行する。